

監 第 264 号  
平成 29 年 3 月 23 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様  
松江市議会議長 山 本 勝太郎 様  
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 松 本 修 司  
松江市監査委員 児 玉 泰 州  
松江市監査委員 桂 善 夫

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき平成 28 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。



平成 28 年 度

行政 監 査 報 告 書

松 江 市 監 査 委 員



# 目 次

## 行政監査報告書

第1	監査のテーマ及び選定理由	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の方法	1
第5	監査の着眼点	3
第6	監査の結果	3



# 行政監査報告書

## 第1 監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

「松江市に事務局を置く任意団体の現金・預金等の取扱い状況について」

### 2 選定理由

市の業務に関連する任意団体で、所管課（かい）に事務局を置き、職員が事務に従事しているものが多数ある。

通常、職員が公務で取扱う現金・預金等のほとんどは歳計現金や歳計外現金などの公金とよばれるものであり、これらは法や条例・規則などで経理に関するルールが詳細に定めてあり、チェック体制も確立されている。

しかし、標記の団体では、これらの公金に属さない現金・預金等を職員が取扱い会計事務処理を行っている。取扱いや保管、会計処理などについては、市の財務規則等に規定はなく、もっぱら所管部署の裁量に委ねられている。

公金に準じた適正な事務の執行や十分な内部牽制機能の確保につながるよう、現金・預金の取扱いや事務処理の状況について監査を行うこととした。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象部局

松江市に事務局を置き、市職員（非正規を含む）が現金、預金等の管理、会計事務を行っている団体を所管する部局（行政委員会を含み、小中学校、幼稚園、保育所、及び公営企業は除く）

### 2 監査の対象範囲

平成27年度における、所管する団体の会計事務

## 第3 監査の期間

平成28年4月18日から平成29年2月24日まで

## 第4 監査の方法

監査対象の該当課（かい）は、39課（かい）で、所管団体は77であった。

そのうち、表1に掲げる13課（かい）26団体を28年度監査対象とし、預金通帳、現金出納簿等の関係書類の提出を求め、書類審査及び事情聴取、実地検査を行った。

また、当該監査テーマについての担当課である人事課に対して、監査委員による聴取も行った。

表1 行政監査実施課（かい）・団体一覧表

所 管 課	団 体 名
地域振興課	松江・安来広域連携事業実行委員会
宍道支所地域振興課	一般社団法人松江観光協会宍道町支部
東出雲支所地域振興課	東出雲地区交通安全協会
	松江市消防団東出雲方面団
	東出雲地域人権・同和教育推進協議会
	東出雲地区青少年育成協議会
	東出雲町自治会連合会
人権施策推進課	松江市企業等同和問題研究推進協議会
	島根県同和教育推進協議会連合会
	島根県同和教育推進協議会連合会松江ブロック
農政課	松江市認定農業者協議会
	松江市地域農業再生協議会（担い手育成部会）
	松江市地域農業再生協議会（耕作放棄地部会）
	松江スマート農業推進検討委員会
	玄丹そば協議会
	松江市農林水産祭実行委員会
まつえ産業支援センター	中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会
市民活動センター	松江市市民活動フェスタ実行委員会
保健福祉課	松江市民生児童委員協議会連合会
公園緑地課	松江サクラ保存普及会
消防総務課	島根県消防長会
	松江市消防音楽隊後援会
学校教育課	松江市学校保健会
	学童の歯を守る会
高校総体推進室	平成28年度全国高等学校総合体育大会松江市実行委員会
松江市総合体育館	新体育館記念事業実行委員会



## 第5 監査の着眼点

### 1 経理事務の根拠等について

- (1) 現金・預金並びに経理事務などを公務として取り扱う根拠が、明確に定められているか。
- (2) 会計事務に関する規程等は整備されているか。

### 2 預金通帳等の管理について

- (1) 現金、預金通帳、印鑑は適切に管理されているか。

### 3 諸帳簿の整備について

- (1) 収入・支出について、調書の整理、領収証の添付、決裁が適切になされているか。
- (2) 現金出納簿は整理されているか。

### 4 チェック体制について

- (1) 会計責任者による定期的検査、監査体制などチェック体制は確立されているか。

## 第6 監査の結果

前述の着眼点に基づいて実施した監査の結果については、以下のとおりである。

### 1 経理事務の根拠等について

団体について規約、会則等概ね整備されているが、規約・設置要綱等のないものが1団体あった。

団体の規約等に「所管課に事務局を置く」などの、設置根拠となる規程がないものが、5団体あった。

会計事務に関する規程等のないものが、21団体あった。

### 2 預金通帳等の管理について

預金通帳・印鑑等の保管場所はいずれも施錠がされ、適切であったが、預金通帳・印鑑の管理者が課長等の管理職でなく、担当者であるものが、10団体あった。

入出金に牽制機能が働きにくいキャッシュカードを保有しているものが、4団体あった。

### 3 諸帳簿の整備について

収入・支出調書の作成、領収証の添付、会計責任者による決裁はおおむね適正になされていた。

領収証はあるが、収入・支出調書がなく、会計責任者による決裁のないものが、4団体あった。

前渡金支出の手続きを怠っているものが、7団体あった。

現金出納簿は概ね整備されていたが、現金出納簿がなく、預金通帳への記載で済ませているものが4団体あった。

### 4 チェック体制について

会計責任者は、ほとんどの団体で課長等の管理職であったが、担当者である嘱託職員が会計責任者であるものが、2団体あった。

定期的に会計責任者が諸帳簿をチェックする事例は僅少であった。

監査機関を置いていないものが、2団体あった。

### 5 総括意見

監査結果の概要は以上のとおりであり、入出金について、目的、使途に関し適正に処理され問題はなかったが、会計事務処理のあり方については不十分であり、前述の不備について改善され

る必要がある。

平成 25 年 5 月 30 日に「準公金に関する取扱い方針」が、人事課から示されているが、周知不足である。

人事課においては、当該団体に関する会計処理についての規程等の準則を示すなど、「準公金に関する取扱い方針」を見直され、職員研修を開催するなど、周知徹底をされたい。